

必要書類		備考	
提出書類名称	確認事項		
1	第13-3号様式 「助成事業実績報告書(法人用)」	<ul style="list-style-type: none"> 法人が申請する場合の様式 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	売買等契約書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 以下の内容が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容 	<input type="checkbox"/>
3	設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の日付が令和3年4月1日から令和4年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ①宛名(助成申請法人名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> (※1)領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。また、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は、機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写ってなくても可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 	<input type="checkbox"/>
6	対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるように撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 	<input type="checkbox"/>
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池ユニットのみ
8	重要事項証明書等(住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第14条、第22条及び第23条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(助成金申請の手引きを参照) 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給業者が交付申請する場合に必要

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
9	口座情報の写し	以下の内容が記載されていること ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ④口座番号 ⑤口座名義人氏名・カタカナ (※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること)	<input type="checkbox"/> 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
10	データ疎通証明書類	・データ疎通の日付及び機器番号等が記載されたHEMS画面等の写し、もしくはデータ提供窓口が発行する疎通確認証明書(機器等登録要綱別記第3号様式)	<input type="checkbox"/> ※データ疎通の確認方法は機器ごとに異なりますので、公社HPをご確認ください。
11	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 【太陽光発電システムの領収書】 ・領収日の記載があること。 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合には、リース契約書(写し)を提出すること	<input type="checkbox"/> ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合には、リース契約書(写し)を提出すること
		【太陽光発電システム及び太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・引渡日等の記載があること	<input type="checkbox"/> ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
12	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 / 既設 【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(助成金申請の手引きを参照)	<input type="checkbox"/>
		【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	<input type="checkbox"/>
		既設 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13	太陽光発電システムで発電した電力を対象機器等を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	新設 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	<input type="checkbox"/>
		既設 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	<input type="checkbox"/>
14	出力対比表	新設 【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(助成金申請の手引きを参照)	<input type="checkbox"/> ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第二項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
15	太陽光発電システムの設置状況を示す書類(カラー)	新設 ・太陽光モジュールの設置状況がわかるものであること	<input type="checkbox"/> ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
16	その他公社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>